

曾監第33号
令和7年12月22日

曾於市長 竹田 正博 殿
曾於市議會議長 重久 昌樹 殿
財政援助団体代表者 殿
指定管理者施設代表者 殿

曾於市監査委員 野村行雄
同 伊地知厚仁

財政援助団体等監査の結果報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により結果を報告します。

記

第1 監査の対象

令和6年度に補助金等により市から財政的援助を受けた団体等のうち、次の団体を選定し監査を実施した。

（1）監査の対象とした補助金（令和6年度交付分）

No	所管課	補助金の名称	団体名
1	こども未来課	延長保育事業費補助金	大隅中央幼稚園 他13団体
2	まちづくり推進課	家財等撤去補助金	前原秀彦
3	学校教育課	人権同和教育研修補助金	永吉卓郎 他43名
4	耕地林務課	造林事業担い手促進対策事業補助金	眞木信二 他4名
5	総務課	自主防災組織備蓄施設設置補助金	光神校区公民館 他3団体
6	農政課	ジビエ利活用推進協議会補助金	曾於市ジビエ利活用推進協議会
7	農政課	農業公社運営負担金	一般財団法人 曽於市農業公社

(2) 監査の対象とした公の施設の指定管理施設

No	所管課	指定管理施設の名称	指定管理者の名称
1	大隅支所 保健福祉課	曾於市立大隅恒吉地区診療所	曾於医師会病院
2	保健課	財部保健福祉センター	(社)曾於市社会福祉協議会
3	企画政策課	曾於市南九州畜産獣医学拠点	(一)SKLVそお
4	商工観光課	清流の森大川原峡	(合)カケルドット
5	保健課	曾於市メセナ住吉交流センター	(株)メセナ末吉

第2 監査の期間

財政援助団体監査 令和7年10月28日(火)

指定管理施設監査 令和7年10月29日(水)

第3 監査の方法及び着眼点

1 補助団体等

(1) 所管部署関係

- ①財政援助の決定については法令等に適合しているか。
- ②補助金等の交付目的は明確か、補助金等の交付手続は適正か。
- ③事業が交付目的に従って実施されているか。
- ④補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- ⑤関係書類等の保存は適正になされているか。

(2) 団体関係

- ①補助金等の交付申請書、実績報告書等は適正に記載されているか。
- ②補助金等交付申請書の提出、補助金等の請求及び受領は適時に行われているか。
- ③出納関係帳票の整備及び記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。

2 公の施設の指定管理施設

(1) 所管部署関係

- ①指定管理者選定は、条例等に準拠して適正になされ公平性・透明性が確保されているか。また、協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
- ②指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。
- ③管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- ④指定管理者が利用料金を定める場合、利用料金は合理的なものになっているか、その承認手続きは適正に行われているか。

(2) 指定管理者関係

- ①協定書等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ②施設は関係法令(条例等を含む)の定めるところにより適切に管理されているか。

- ③公の施設の管理に係る会計処理は適正に行われているか。
- ④公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正に行われているか。また、書類の整備、保存は適正に行われているか。
- ⑤事業計画書、事業報告書等は適正に作成、提出されているか。

第4 監査の実施内容

1 補助団体等

抽出により選定した財政的援助を受けた団体等について、所管課から資料の提出を求め、担当職員から補助事業の説明を受け、質疑応答する形式で監査を実施した。

2 指定管理施設

現在 19 施設ある中で、今年度からの施設や、規模の大きい施設から選定し、所管課や指定管理者から資料の提出を求め、指定管理施設に赴き担当職員や施設職員等から説明を受け、質疑応答する形式で監査を実施した。

第5 監査の結果

監査の結果、補助団体等については、監査した範囲においておおむね適切に執行されていると認められた。

公の施設の指定管理者についても、おおむね適正に処理されていると認められた。各施設それぞれ抱える問題もあり、また、老朽化による施設修繕の増大が課題となっできている。

今回、監査対象となっていない補助団体等及び指定管理施設についても、隨時確認を行い適正な事務執行に努められたい。

1 補助団体等

監査した補助団体等については、補助の目的、対象事業及び補助金の算出方法等、市条例、規則、要綱等に基づきおおむね適正に交付されていた。

また、申請から決定に至る交付手続等についても、おおむね適正な事務処理が行われていた。市民に対し有用な補助金や、昨今の有害鳥獣被害対策等の補助金もあることから、市民が補助金の交付を受ける機会を、より平等に開かれたものにするよう市広報や HP などにて掲載し制度周知を図られたい。

団体の会計処理については、支出伺い、請求書、領収書等は単価、数量、使途理由などを記入し、支出の目的、根拠が分かるようにされたい。

また、補助団体内部における書類の管理や監視体制が曖昧な団体もあり、組織として監査などチェックを行う体制の確立や関係書類の整備や保管に一層務められるよう、所管課からも指導されたい。

2 指定管理施設

公の施設の指定管理者についても、おおむね適正に処理されているものと認められる。

今後も所管課と指定管理者が連携して、協定書等に従い指定管理業務が適切かつ確実に遂行し、利用者が安心して利用できる施設となるよう努められたい。

また、所管課は隨時、協定書等どおり運営されていることを監督され、本業務が適正に実施されていない場合は業務の改善指示をされたい。備品においても、所管課は定期的に備品台帳等と照合するなど実施していただきたい。

3 総括

財政援助は、本市でも数多くあり市民や団体へ恩恵をもたらしている。しかしながら厳しい財政状況であることから、事業の公益性や有効性等について十分に検討し、他事業との公平性なども考慮した中で補助金額の変更や終期の設定等の見直しを検討していく時期にきていると思われる。今後も、より適正で効果的な財政援助が行われることを期待する。

指定管理施設については、今回の監査でも施設の老朽化で設備の修繕対応に苦慮されている現実が見えた。市の負担も当然あることから、財政状況が厳しい中どう対応していくか課題である。しかし、その厳しい財政状況でも工夫されている団体もあったのは、今後に期待するものである。

最後に、所管課においては、実情に応じ、実地調査やモニタリングによる施設の状況把握に努めるとともに、適切な助言や指導監督をお願いしたい。老朽化により施設の在り方を検討する際は、物価高により施設を築造する費用は数年前より格段に上昇していることから、長期的な視点で公の施設として市が引き続き主体となって事業を実施する必要性等を検討していただきたい。